なお、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、各部局の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社。

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社。

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社。

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者。

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社。

⑷　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、持参又は郵送に限るものとする。

①　申請者が経常建設共同企業体である場合。

②　申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき。

③　申請者が協業組合・企業組合である場合において３⑵の（建設工事に係る添付書類）の⑤及び⑥に掲げる書類を提出するとき。

④　合併会社又は合併と同等とみなし得る営業譲渡を受けた会社が新たに申請をする場合。

⑤　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定を受けたものである場合において、⑵に掲げる再度の認定を受けていないとき。

⑥　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合。

⑸　次の各号に掲げる場合の測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請については、持参又は郵送に限るものとする。

①　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定を受けた者である場合において、競争参加資格の再度の認定を受けていないとき。

②　申請者が民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、競争参加資格の再度の認定を受けていない場合

別記１　本店所在地、提出時期及び提出場所

［掲載順序　本店所在地　提出時期　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県及び福島県　平成23年１月17日から平成23年１月28日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の９時30分から11時30分まで及び13時から16時30分まで　東北地方整備局定期受付会場（宮城県仙台市青葉区二日町16－１二日町東急ビル５階（電話022－225－2171））

⑵　宮城県　平成22年12月13日から平成22年12月27日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の９時30分から11時30分まで及び13時から16時30分まで　⑴の提出場所に同じ

⑶　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県　平成23年１月４日から平成23年１月31日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の９時30分から11時30分まで及び13時から16時30分まで　関東地方整備局総務部契約課（埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎二号館17階（電話048―601―3151））及び関東地方整備局総務部経理調達課（神奈川県横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎14階142会議室（電話045―211―7413））

⑷　新潟県、富山県、石川県、長野県（長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市及び安曇野市並びに上高井郡、上水内郡、北安曇郡、北佐久郡、下高井郡、下水内郡、小県郡、埴科郡、東筑摩郡及び南佐久郡の町村に限る。）及び福井県（港湾空港関係に限る。）　平成23年１月17日から平成23年１月31日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の９時30分から11時30分まで及び13時から16時30分まで　北陸地方整備局新潟美咲合同庁舎４階（新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１（電話025―370―6647））

⑸　岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び長野県（岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市及び茅野市並びに上伊那郡、木曽郡、下伊那郡及び諏訪郡の町村に限る。）の各県　平成23年１月14日から平成23年１月28日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の９時30分から16時まで　中部地方整備局定期受付会場（愛知県名古屋市中区三の丸３－１－６愛知県産業貿易館西館８階（電話052―953―8138））

⑹　京都府、大阪府、福井県（港湾空港関係を除く。）、滋賀県、兵庫県、奈良県及び和歌山県　平成23年１月４日から平成23年１月31日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の９時30分から16時まで　近畿地方整備局総務部契約課（大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館第一別館三階定期受付会場（電話06―6942―1141））及び近畿地方整備局総務部経理調達課（兵庫県神戸市中央区海岸通29神戸合同庁舎（電話078―391―7576））

⑺　鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（港湾空港関係については下関市を除く。）　平成22年12月１日から平成23年１月31日まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成22年12月29日から平成23年１月３日までを除く。）の９時30分から16時まで　中国地方整備局総務部契約課（広島県広島市中区上八丁堀６－30広島合同庁舎２号館11階（電話082―221―9231））及び中国地方整備局総務部経理調達課（広島県広島市中区東白島町14―15ＮＴＴクレド白島ビル13階（電話082―511―3903））

⑻　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　平成22年12月１日から平成23年１月31日まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成22年12月29日から平成23年１月３日までを除く。）の９時から16時まで　四国地方整備局（香川県高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎８階入札室（電話087―851―8061））

⑼　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県下関市（港湾空港関係に限る。）　平成22年12月15日から平成23年１月31日まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成22年12月29日から平成23年１月３日までを除く。）の９時30分から11時30分まで及び13時から16時30分まで　九州地方整備局定期受付会場（福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎２階会議室（電話092―471―6331））

別記２　本店所在地及び提出場所

［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　東北地方整備局総務部経理調達課（〒980―0013 宮城県仙台市青葉区花京院１－１－20花京院スクエア（電話022―716―0013））

⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県　関東地方整備局総務部経理調達課（〒231―8436 神奈川県横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎（電話045―211―7413））

⑶　新潟県、富山県、石川県、長野県及び福井県　北陸地方整備局総務部経理調達課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―370―6650））

⑷　岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県　中部地方整備局総務部経理調達課（〒455―8545 愛知県名古屋市港区築地町２番地（電話052―651―6264））

⑸　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎（電話078―391―7576））